

JTU-HYOGO
兵庫高等学校教職員組合
日本教職員組合(日教組)

兵高教新聞

裏面紹介

- ◆ 専門部交渉案内
- ◆ 第28代高校生平和大使
長崎・ジュネーブ派遣報告会 他

神戸市中央区中山手通4-10-5 神戸市教育会館内 TEL078-261-0829 FAX078-261-1094 E-mail:hyokokyo@pearl.ocn.ne.jp

発行人：西村恭介 編集：兵高教書記局

2025 対県給与確定交渉始まる

10月10日、兵庫県人事委員会は、県議会議長および知事に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。これを受けて、兵高教は県教委に対して、10月30日、「2025年度賃金および労働条件に関する申し入れ」を実施し、今期給与確定交渉が始まりました。

《これまでの経過》

■県人事委員会勧告(10月10日)

①月例給
県職員が民間を11,361円(2.89%)下回っている

②特別給(期末・勤勉手当)
県職員が民間を0.04月分下回っている

勧告の主な内容は以下の通りです。

給料表

給与抑制措置前の公民較差を埋めるため、若年層に重点を置きつつすべての世代で引上げ平均改定率…3.3%

〔5.1%(1級)〜2.8%(5〜9級)〕

初任給月額(事務・技術職)

大卒程度 +12,000円(+5.3%)

高卒程度 +12,200円(+6.3%)

期末・勤勉手当

・期末・勤勉手当(一時金)を0.05月分引上げ

(現行4.60月分→4.65月分)

再任用職員についても、0.05月引上げ

(現行2.40月分→2.45月分)

※期末手当及び勤勉手当に均等に配分

その他、「通勤手当について、国及び他の都道府県の改定状況並びに本県の実情を考慮して適切に措置」、「宿日直手当について、勤務1回に係る支給の限度額を引上げ」、「教員給与の見直しについて、給特法等の一部改正をふまえ『主務教諭』の職の新設、教職調整額の基準額引上げ、義務特手当の見直し等の措置が講じられることをふまえ、他の都道府県の状況等を考慮して適切に対応する必要」等勧告しています。

■第1回対県給与確定交渉

11月5日17時より、ひょうご共済会館にて県教委と第1回給与確定交渉を行いました。兵高教からは、西村執行委員長をはじめ執行部が交渉に臨み、県教委からは、大迎教育次長以下、各課の課長

等が出席しました。

県教委からは、県人事委員会勧告等の内容(2025年の給与改定について等)、給与改定をめぐる国や他府県の状況、県の財政状況および現時点での検討状況等についての説明がありました。兵高教からの申し入れに対する具体的な言及はありませんでした。

また、過去二年間の交渉において、教育職について特例的な取扱いとして見送りとした精神疾患を原因とする病気休暇の取得可能期間の見直しについて、「同じ県職員間で有利不利がある状態は対外的な説明責任も含め、本来望ましいものと言えず、課題が大きい」と改めて対応を検討しているとしました。

兵高教からは、厳しい勤務労働環境の下で働く現場の教職員の実態をしっかりと受け止め、従来の労働慣行を尊重・信頼関係を大切に、今次給与確定交渉へ対応することを求めた上で、①労働基本権の代償としての人事院・人事委員会制度を踏まえ、勧告通りの月例給・一時金引き上げ、中堅・高齢層も含めた安心して暮らせる賃金水準を実現すること、②定年年齢引き上げにともなう60歳超職員の処遇の不均衡を是正すること、③通勤手当・地域手当について本県の実情をふまえ改善・検討すること、④給特法等改正にともなう「処遇改善」について、全職員の処遇改善に重きを置き、職場の分断につながらないよう公平性に留意しつつ慎重に検討すること、⑤臨時非常勤教職員の業務に見合った処遇改善を行うこと、⑥臨時的任用の学校現業職員の処遇改善を行うこと、⑦長時間勤務是正のための抜本的業務見直しを行うこと、等を求めるとともに、精神疾患に係る病気休暇の期間見直しについては再度強く反対しました。

これに対し、県教委は、「本年も人事委員会の報告及び勧告を尊重することを基本としつつ、適切に検討していきたい」「給特法の改正等への対応についても、他府県の状況等を考慮して適切に検討して

いきたい」等の回答がありました。一方で病気休暇の見直しについては「昨年度および昨年度の交渉の経緯も踏まえつつ、改めて対応を検討している」と回答しました。

■第2回対県給与確定交渉

第2回交渉は11月13日17時より、ひょうご共済会館において行われました。

県教委からは、現時点での成案として、①人事委員会の勧告どおり給料表を改定(平均3.3%の増額改定)、一時金について、0.05月分引上げ(期末手当・勤勉手当に0.025月分ずつ、再任用職員も同じ)②宿日直手当の引き上げ、③自動車等使用者に対する通勤手当について、国に準じ改正、④地域手当については、今期改定なし、⑤教職調整額の基準となる額について、2026年1月1日から毎年1%ずつ段階的に引き上げ、⑥義務教育等教員特別手当について、一律に算定される手当の額については2026年1月1日から3分の1を縮減、⑦多学年学級担当手当の廃止、⑧特殊業務手当のうち「児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務」及び「児童又は生徒に対する緊急の補導業務」について、支給単価増額、支給要件(業務に従事した時間)を休日等の日中4時間程度に短縮、⑨給料の調整額の見直しについて、2027年1月1日から、2年間かけて2分の1縮減、等が提案されました。

一方、給特法等の改正に係る「新しい職」の設置や「学級担任手当」については、検討中としました。一昨年度からの懸案事項である「精神疾患を原因とする病気休暇の取得可能期間の見直し」については「改めて慎重に検討した結果、教育職についても同様に実施させていただきたい」との提案がありました。

続いて総務課より、技能労務職に関する今期の給与改定についての状況説明の上、「技能労務職給料表については、国行(二)を基本とし、1級1号給から5級68号給まで全ての級・号給において、引

兵庫高等学校教職員組合(兵高教)は、《JTU日教組》加盟の組合で、1989年に設立しました。
※「兵庫高教組」「兵高教組」「高教組」(兵庫県高等学校教職員組合)とは、関係ありません。

対県教委・専門部交渉

	日時	場所
障害児学校部	12月8日(月) 16:00~16:45	ひょうご女性交流館 501
女性部	12月8日(月) 17:00~17:45	
定通部	12月11日(木) 16:00~16:45	
青年部	12月11日(木) 17:00~17:45	

兵高教組合員の方はどなたでも出席し発言することができます(服務は専免)。積極的なご参加をお願いします。詳しくは書記局にお問い合わせください。

上げ改定を行う」と提案がありました。兵高教からは「給料表および期末・勤勉手当について、労働基本権の代償としての人事院・人事委員会制度を踏まえ、勧告通りの引き上げ改定は最低限度のラインである」、「自動車等使用者に対する通勤手当の改定については、現状より減額となる距離区分が生じることは、理解を得られない。再検討を求め、「主務教諭の設置について、国会の委員会審議において『新たな業務を付加するものではない』」あくまでも処遇改善である』旨文科省側から再三回答があった。また、外国籍教員に対する処遇差別がさらに強まることであってはならない。教員全体の処遇改善の一環として慎重な検討、丁寧な協議を求める」、「学級担任手当について、学校によって担任業務の担い方は様々。担任手当の配分について、各学校の裁量で行うのか、取り扱い一つをとっても課題が多い。また、わずかな手当の代償で職場の同僚性が失われることになりかねないという懸念がある」、等意見を述べ再検討を要求するとともに、精神疾患に係る病気休暇の期間見直しについては改めて強く反対しました。

第3回交渉は11月25日に行われる予定です。兵高教は兵高組との共闘体制を強化し、山場に向けて職場の実情や意見にもとづき、組合員の力を結集してとりくんでいきます。

(交渉の詳細は「速報」No5〜6参照)

一般財団法人教育文化総合研究所 第9回 研究交流集会

信頼でつくる学校

ゆたかな関係性をつむぐために

2025年12月14日(日) 14:00~16:00

オンライン (Zoom) 開催

※参加無料 事前に申し込みが必要です※

教職員が丁寧に子どもに向き合い、働きがいを感じる学校はどうやってつくられるのでしょうか? 子どもの人権を尊重し、教職員それぞれの力を発揮できる学校づくりの事例から学びます。「みんなの学校」、「カラフルな学校」をつくってこられたお二人の講演と教育研究者の対話から、子ども、教職員、地域のゆたかな関係性からつむがれる「信頼でつくる学校」をともに考えましょう。

14:00 開会

- ・基調講演
木村泰子 (大阪市立大空小学校初代校長) / 住田昌治 (学校法人湘南学園学園長)
- ・パネルディスカッション
白松賢 (愛媛大学) / 孫美幸 (文教大学) / 倉石一郎 (京都大学)

司会 平野智之 (進手門学院大学・教育総研「ゆたかな学び」としての学校づくり研究委員会委員長)

- ・まとめ
菊地栄治 (早稲田大学・教育総研所長)

16:00 閉会

主催/お問い合わせ

一般財団法人 教育文化総合研究所
TEL 03-3230-0564 <https://www.k-soken.gr.jp/>
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2日本教育会館内

参加申込みはこちら



第28代高校生平和大使 長崎・ジュネーブ派遣報告会

11月1日(土)午後、神戸市婦人会館において、支援者のみなさん約60人を集め、長崎・ジュネーブ派遣報告会を開催しました。

長崎研修については、市川玉稀さん(県立北条高校2年生)が(模試のためビデオ報告)、ジュネーブ派遣については、原野蓉子さん(神戸女学院高校2年生)が行い、原野さんからは高校生平和大使の活動に参加するきっかけや平和や核兵器廃絶への思いを語り、ジュネーブ各訪問地での関係者との対話や施設訪問の様子について報告しました。特に実際に国連軍縮会議を傍聴し、各国が対等な立場で軍縮にむけ議論している姿勢を見て、国連の意義や対話の大切さを学んだことが強調されました。そして、訪問団の目的である核兵器廃絶と世界平和の実現において、家族で継承されてきた被爆の実相を伝えてきた、と結びました。活動を通じて、まず正しく知ることの大切さや、無知・無関心の怖さ、そして「対話と信頼」を大切に、兵庫の地でなかまとともに署名活動を始めとりくみを進めたいとの決意が語られました。

続いて、今年から活動に参加している宮下弥瑛さん(親和女子高校1年生)から「自分にとって今年の8月は学びの月となった。特に8月15日の被爆体験を聞く会では、森宝塚市長から対話の大切さを学んだ。そして、被爆体験を語っていただいた岡邊好子さんからは『核の前に戦争をしない』ということが強く訴えかけられたことが心に残っている」と報告を受けました。

支援者のみなさんと共に「核兵器廃絶と世界平和の実現」にむけ、引き続き活動していくことが確認できた報告会となりました。



2025年度第2回全県分会代表者会議

とき:12月6日(土) 13:30~16:00

ところ:神戸市教育会館5階 兵高教書記局

- 内容:①2025給与確定交渉の結果について ②支部体制について ③組織拡大・強化のとりくみについて ④その他

国際連帯カンパ・子どもの人権連帯カンパ

◀国際連帯カンパ▶

国際連帯カンパは、子どもたちの教育支援や児童労働撲滅、途上国の人々の生活支援・民主化支援等の NGO・NPO 支援や各国で発生する自然災害の被災者への緊急支援を目的として使用されます。2024年度には、総計9,087,220円のご支援をいただき、ミャンマー、インドネシア、アフガニスタン、ネパール、南インド、パレスチナ、レバノンの子どもたちや女性、教職員の支援に活用させていただきました。

◀子どもの人権連帯カンパ▶

1994年に日本が子どもの権利条約を批准し、既に30年が過ぎました。日教組は、子どもの権利条約の普及・具現化をはかる「子どもの人権連帯」の主団体として、「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業、機関誌「いんふおめーしょん」の発行等の活動を支えるため、1987年以降継続して「子どもの人権連帯カンパ」にとりくんでいます。

国際連帯カンパ...100円

子どもの人権連帯カンパ...50円

※各分会にカンパ袋を配布しています。

ご家族・職場のなかまにも協力を呼びかけてください。

★集約締切:3月7日(土)

